

◎藤岡長敏君譯交通整理の

「科學」と「原理」

米國では「毎日十六人宛自動車に殺される」と、近着の新聞に出て居た。又「羅府では毎日一人半の割合で自動車に轢かれます」と、運轉手は乗つてゐる吾等お上りさんの度膽を抜いたものであつた。そして過去二十年間に自動車事故の爲めに死んだ者の數は、歐洲大戰で失つた人の數よりも多い」と、國民に警告を與へ、商務卿フーヴァー氏自ら議長となつて、屢々全國道路交通安全會議を召集する程、米國では道路交通に關する事項が重要な都市問題となつて居る。吾米國のみでは無い。英國然り、佛國も亦然り、其の他の歐洲諸國皆然り、と云ふ有様で道路交通保全の問

題は今や世界を擧げて由々敷人道問題となるの趨勢であると言へやう。

翻て我が國の状態を見るに、道路の粗惡な事が各般の經濟事情と相俟て其の上を走る交通機關の種類と數とを制限し、従つて交通保全の問題も僅かに道路取締令の規定を以て足るの情勢に在つたが、最近に及んで俄に此の問題の緊要さが現實に展開され、今にして之が對策を講ぜざるに於ては、將來必ずや米國などの嘗めたと同じ苦い經驗を積まねばならなくなるだらう。見よ、帝都に起る交通事故の如何に其の増加率を急激に高めつゝあるかを一度之を目撃するならば、思ひ半に過ぐるものがあるであらう。

藤岡君は、大震直後我が國に始めて設けられた警視廳の交通課に職を奉じ、あの所謂百鬼夜行の慘狀に在つた帝都の交通状態を兎も角も文明都市の體裁を整へた今日にまで至らしめた功勞者である。世界的に見て、交通警察は一般警察事務中、其の發達の最も遅れて居る部類に屬すると云ふから、當時の我が國などに於ては尙更の事であつたらう

従つて、此の匆々の間に處する同君の苦心は並大抵のものでは無かつたらうと思はれる。と同時に、君が此の間に積まれた経験は、復と得難いものゝ一つであつたらうと思ふ而して君が公務の餘暇を利用して、しかも其の成功を急ぎつゝ、交通整理に關する二大權威書の全譯を試みられた動機は、蓋し這個の貴き経験に基づくものではあるまいか。何則凡そ交通保全に關する事項は、幾百の取締規則を制定するよりも、偏に萬民公衆をして交通規範を熟知せしめ、之が訓練に遺憾なきを期するを以て、其の効果の最も著しきものある事、毫も疑なき所であるから。

高橋雄豺氏の教へらるゝ處によれば、交通警察に關する著書は極めて少く、僅かに米國の W. P. Eng 氏の *The Science of Highway Traffic Regulation 1899—1920* と、英國の故人 H. W. D. Stone 氏の *The Principles of Urban Traffic* の二種あるのみであると云ふ。而してエノー氏は警察界には全然素人であるが、一八九九年初めて交通整理に關する一論文を公にしてから今日まで、凡そ三十年に垂んとする

間、只管交通警察に關する研究と實際の改善方法とに努力し、再度倫敦巴里の交通警察を視察して、巴里の交通警察根本方針の策定にまで參與して居る。而かも氏は、其の死後も尙交通警察に關する研究を斷絶せしめざる目的を以て、一財團を作つたが、最近には此の財團に對し、米國々防評議會の一般交通取締規則の研究立法並統一をも委託されるに至つた程の權威者である。そこで藤岡君は、エノー氏の前書を取つて之を全譯し、「交通整理の科學」と題して大震災第三週年の記念日を卜して之を世に出された。が然し、交通警察の如き、日に日に進化する交通機關及交通狀態を對象とするものは、特に一日の儉安をも許さないのは固より其の所で、藤岡君が最新版を選んで譯述されたエノー氏の原著も、君が其の翻譯に關して氏に照會した所により、更に斬新なものを見出す（新事實を發見するに至つた。君がその煩を厭はず、前譯の筆を擱く間も無く、矢つぎ早やに再び譯述した「交通整理の原理」は即ち之であつて、エノー氏が前者の翻譯を快諾すると共に「之が *Notes*

「Data」だ」とて贈り來したものを、君が「一讀するに、前著との間に僅か六年の経過あるのみであるに拘らず、その間に於ける研究並に施設が、著しい進歩を遂げてゐることに、驚かざるを得ない」として、一般研究者に薦めんとしたものである。

今日では、交通整理に關する事項は警察の一分科となつて研究され、又實施されて居る。従つて、動もすれば、路政當局者は偏に交通の物體たる道路を築造し之を維持管理して行けば、それで事が足り、路上交通の保全に關する事項などに至つては全く他の者の爲すが儘に委せんとし、又斯くするを以て當然の事理と爲すが如き傾向が無いでもない。然しながら凡そ交通に關する事は道路を離れて之を考へることを得ず、又道路に關する行政又は技術は其の之に依る交通情勢を度外視して爲すを得ざることを知らば、路政の局に當る者は常に道路に關する事務又は技術に精進するを以て足れりとせず更に進んで道路交通及其の保全の策に思を致すに非ざれば、却て其の身本來の職務に缺くる所

あるに至るを虞れざるを得ない。私は此の意味に於て藤岡君の譯述された交通取締に關する兩書を路政當局の各位にお薦めしたいと思ふ。

藤岡君は震災直後の混亂しきつた状態に於て、謂はゞ凡てが五重霧中の際、其の指針となるべきエノー氏の著書あることを知り「何とかして之を得やうとあせつたのであつた」そして「丸善に注文したことは勿論、洋行する知人には何重になつても好いから買つて送つて貰ひ度いと一人毎に依頼して置いた」と云ふ。交通整理の書物を讀む人などの有りさうにも無い其の頃の日本に於ける同君の苦心が偲ばれる。そして今此の序文を讀み、自分も亦それを頼まれた一人であつた事を思ひ出し、違約の責を本書の紹介に依つて償はうとすると共に、日本のエノーたる同君が更に進んで氏の著書に依る研究を經とし、君の數年に亙る體験を緯として、特に日本の國情日本の國民に適する交通整理の原理又は科學に關する新著を公にされんことを切望する。

(武井生)

◎三輪萩原兩君共著「河川工法」

内務技師の職に在る三輪周藏君と萩原俊一君とが、「河川工法」の大著を、本誌の發行所である常磐書房から出版された。

由來我國の河川は地勢の關係からして急流なものの大部を占め、之が改良やら維持管理には我國河川實情を基礎とした、獨特の技術を必要とするものが尠くない、併しながら悲しいことには其の技術は他の科學と同様に歐米のものを模倣することを以て満足し、學者も亦之を紹介することを以て足れりとしてゐるた嫌があつた、從て折角多額の經費を投じて施行した河川工事も、理論と實際が一致せずして豫算編成當時に聞かされた程の効果を挙げたものは多くない

河川に關する技術の應用此の如き狀況であるから、理論に基て我國河川の實情に適合した河川技術の發達を希望して已まなかつたのであつたが、今回兩君の著述に依つて、此社會的要求を充すことが出來た、蓋し兩君は夙に内務省

土木局に在つて河川技術の監督に従事し、三輪周藏君は主として河川の一般的技術に、萩原俊一君は主として水力電氣の土木的技術に専らなる人、此兩君が日常執掌する全國各地の重要な河川工事に就て、具體的事實を基礎とし學理上の見地に立つて意見を吐露したのが本書であるからである。

由來技術の職に在る者が、其の職務上得た智識を基として意見を公表するのは、學位を請求する論文を提出する位のことであつた、此舉も固より咎むべきでないが、學位を請求すること夫れ自身が自個的であるのに反し、兩君が從來技術官の探つた態度を捨て、河川技術を自個の爲にせず之を公表して民衆化したことは、吾人の頗る満足する所である。

本書は叙上の見地に基き理論よりは我國の河川實情を基礎とし、各工法毎に其の工法を施行する個所の適否を示し施工方法並材料職工人夫の所要數量を示し、施工上の注意を懇切に説明してゐる、收むる所の範圍は、土臺、籠工、

法覆工、法留工、粹類、床工、築堤、水制工及床止工の廣きに亘り參考諸表二十五を添付してゐるの外、アト紙刷寫眞約百枚を附して説明してゐる、文章も亦平易な文字を以て懇切に説明してゐるから初學者でも容易に會得することが出来る。

郡役所の廢止に伴つて、町村が河川工事を施行する場合にその相談相手を失つたときに、此著述を見るに至つたのは獨り専門家若は學生の參考書たるに止まらず、地方河川行政の福音である（田中生）

◎三浦内務技師の交通會議設置論

客歲春歐米諸國を視察して歸朝した、内務技師三浦七郎君は歸朝後内務省土木局に在つて専ら道路技術の事務に従事し忙殺されてゐるが、職務執行の實際からして交通會議設置の議を、其の長官たる次田土木局長に提出したそうである、其の言ふ所に依れば都市が無秩序に自然に發展することは合理的に交通機關を配置し交通を指導することに依

つて、其の自然力を制限し緩和することが出来るのであるが、現在のやうに各種交通機關を統制すべき主務官廳が、各省に分屬してゐる機關相互に脈絡あつて始めて効果の擧るべき交通行政を、強て分立せしめてゐることは、國家の大局からして不得策である、之が爲には交通省を設けて是等機關を統一することを必要とするが、現在の行政の實際に徴するときは、其の實現は容易でないから差當り内務省が主催と爲つて各交通機關の關係者を集め交通會議を開けと言ふのである。

交通省を設置することは識者間議論の存する所であるが鐵道の現業、否な鐵道運送營業を經營する鐵道省に、國家の權力行爲に俟たなければならぬ陸上運送行政を、鐵道省の主管に移管せむとしてゐる政府の行政調査會がある現在に於てはその事は得て望み難いことである、故に現制度の下に於て交通機關の相互連絡を圖るの手段としては、同君の主張する手段に依るのが捷徑であらう、左に三浦君の提出した意見の概要を摘録紹介する（田中生）

近年東京市及其ノ近郊ニ於ケル人口ノ増殖益顯著ナルヲ加ヘ其ノ分布及移動ノ區域ハ日ヲ逐フテ著シク擴大シツ、アリ今之ヲ自然ノ儘ニ放任セムカ遂ニ不整然ナル都市ヲ形成シ大東京區域内數百萬ノ居住者ハ都生活ノ恩澤ニ浴スル能ハズ交通取引ノ不利不便ハ舉テ數フルコト能ハザルニ至ルヤ言テ俟タズ、是等都市ノ自然的發達ニ伴フ不利不便ヲ未然ニ防止シ整調シタル都市ヲ形成セムトスルニハ交通機關ヲ合理的ニ配置シ都民ノ自然行爲ヲ交通機關ニ依リテ指導抑制スルニ在リ換言スレバ交通機關ノ配置ニ依リテ都市ノ自然ノ發展ヲ指導スルコトニシテ是等ハ交通行政ノ目的トシ其ノ任務トスル所ナリ。

然ルニ今東京市内外ニ於ケル交通機關ノ現状ヲ觀ルニ市内交通機關タル道路ノ改良ハ其ノ構造ト其ノ施工順序トハ必ズシモ理想的ナラズ又其ノ補助機關タル軌道ハ其ノ都心ニ集中セラレズ其ノ運轉ノ系統宜敷ヲ得ズシテ朝夕ニ於ケル交通ノ混雜名狀スベカラザルモノアリ。地下鐵道モ亦他ノ交通機關トノ連絡ヲ考慮セザルノ憾ナシトセズ若シ夫レ

都心ト郊外トノ連絡ニ至リテハ無計畫ト言フモ過言ニ非ズ此ノ如キハ畢竟交通機關ガ相互連絡ノ下ニ始メテ効果ヲ舉ゲ得ベキ性質ヲ有スルニ拘ラズ之ヲ施設スル者ガ互ニ獨立シ是等事業ヲ監督スル官廳亦同一ナラザルニ由ル今ヤ市内外ノ人口ノ増加ニ伴ヒ徒歩及車上ノ交通ハ益々繁テ加ヘ貨物ノ輸送配給愈々激増シ路面ノ交通ハ全ク行キ詰リノ狀態ニ達シ將來無限ニ發達スベキ此等ノ交通ニ對シ救濟ノ途ヲ講スルト共ニ市内外ノ膨脹發展ノ程度ヲ豫斷シテ之ニ順應スベキ諸般ノ施設交通機關ノ完備道路系統ノ組織ヲ企畫スルニ非ズンバ我帝都ノ發展ヲ阻害シ恰モ倫敦ニ於ケルガ如ク其ノ混雜名狀スベカラザルニ至ルヤ必セリ

叙上スル所ニ依リ先ヅ東京市ノ都心ヲ決定シ之ニ基礎シテ諸般ノ交通機關ヲ考慮スルノ必要アリ今東京市ニ於テ各種ノ商業ヲ始メトシ都會生活ト密接ノ關係ヲ有スル中心ヲ求ムルトキハ萬世橋ヨリ新橋ニ至ル一帶ノ地區車坂ヨリ汐留ニ至ル地區神保町ヨリ萬世橋ニ至ル地區及丸ノ内一圓トナルベシ市民及近郊住民ノ多數ハ此等ノ地區ニ用務ヲ有シ

日常取引ノ大部モ亦之ヲ核心トシテ行ハル、ヲ以テ交通系統ノ中心ヲ此等ノ地點ニ置キ以テ東京ニ於ケル將來ノ交通施設ヲ考察セザルベカラズ

是等ノコトハ固ヨリ交通省ヲ設置シテ統一シタル交通網ノ下ニ施政スベキハ勿論ナリト雖此ノコトタル理想ニ過ギズシテ今俄ニ實現ノ望ヲ有セズ然レドモ以上述べタル交通機關ノ整調ヲ放任スル能ハザル現況ニ在ルヲ以テ關係官廳又ハ會社ノ當局者ヲ集合セシメ交通會議ヲ開キテ帝都及其ノ近郊ニ於ケル交通運輸問題ヲ考察統制シ帝都百年ノ大計ヲ樹ツルト同時ニ現ニ存スル各種交通機關ノ發達ト改良ヲ促進シ各其ノ機能ヲ發揮セシメテ圓滑ナル都生活ニ資セムトス今同會議ニ於テ考究セムトスル事業ヲ擧グレバ左ノ如シ

一 大東京ノ區域設定ニ關スル件

大東京ガ今後若干年間ニ何レノ地點マデ擴大スヘキヤヲ推定シ其ノ圈圍内ニ於ケル人口ノ増加産業ノ發達ヲ豫想シテ之ニ適應スル交通ノ大綱ヲ調査企畫セムトス

二 軌道鐵道及乗合自動車路線ノ選定ニ關スル件

大東京區域内ニ於ケル各種路面交通機關ノ分布ヲ適當ニシテ共存共榮ノ策ヲ講ズルト共ニ相互ノ連絡ヲ圖ラムトス

三 高速鐵道網ノ設定ニ關スル件

居住地ノ擴大ニ伴ヒ益々長距離輸送ノ必要ニ迫ラルベキヲ以テ(イ)都市ノ周圍ヨリ其ノ中心地ニ集中ノ便ヲ計リ(ロ)高速鐵道相互ノ連絡ハ勿論他ノ鐵道、軌道、乗合自動車トノ連絡ニ對シ遺憾ナキヲ期シ得ベキ高速鐵道網ヲ選定シ進ンデハ地下及高架ノ得失竝ニ其ノ併用ノ可否ヲ決定セムトス

四 道路網ノ選定竝ニ道路ノ新設改築及改良ニ關スル件

既定ノ都市計畫路線以外ニシテ大東京ノ區域内ニ於テ最も必要トスル新道路網ヲ選定シ其ノ新設改築及改良ノ順序及幅員ヲ決定セムトス

五 交通ノ整理及取締ノ改善ニ關スル件

各種交通用具ノ發達及増加ニ伴フテ生ズル交通ノ混雜ヲ

緩和シ他面人ノ交通ヲ容易ニシテ危險ナカラシムルタメ
交通取締法ヲ改善セムトス

六 地下埋設物竝ニ路上工作物ノ整理ニ關スル件

地下埋設物ノ數益々多キヲ加フルニ從ヒ其ノ新設異動モ
亦極メテ頻繁トナレリ之ヲ現狀ノ儘放置セムカ其ノ所在
ヲ知ルニ困難ナルノ結果必要以外ニ屢々路面ヲ掘鑿破壞
スルニ至ラン依テ是ヲ整理シテ大管路式又ハ單管路式ト
ナサムトス路上工作物ハ當ニ都市ノ美觀ヲ損スルノミナ
ラス交通ヲ支障スルコト甚大ナルヲ以テ是ヲ整理シテ能
フベクハ地下線ト爲サムトス

七 路面及地下ニ亘ル各種工事ノ統一ニ關スル件

同一箇所ニ於テ屢々時期ヲ異ニシテ路面ヲ掘鑿破壞スル
コトアリ交通ニ支障ヲ來スハ勿論經濟上ノ損失多大ナリ
ト認ムルヲ以テ路面及地下埋設物ノ工事ハ成ル可ク同一
ノ時期ニ施行セジメントス

八 水運及空運ニ關スル件

陸上運輸ノ補助及國防ノ見地ヨリ必要トスル水運及空運

ニ對シ各種交通機關ノ連絡及道路ノ設定ヲ圖ラムトス
凡テノ交通機關ヲ完全ニ統一指揮スル交通官廳ノ設置

ニ關スル件

現在ハ國有、市有、民有ノ各交通機關互ニ獨立競争シテ
其ノ統制ニ缺クル所アリ仍テ之ヲ統一スル交通官廳ヲ設
立スルノ可否ヲ研究セムトス

以上ハ附議スベキ事項ノ大綱ナリト雖差當リ現在ノ路面
交通ノ緩和ヲ計リ車輛ノ運轉ヲ圓滑ナラシムル方法トシテ
左ノ事項ヲ決定スルノ必要アリ

一 現存ノ電車交通系統ヲ變更シ中心ヲ丸ノ内、萬世橋、

日本橋、吳服橋、尾張町等ニ置キ總テ是等ヲ起點トシテ
運轉系統ヲ決定シ之ニ多少ノ循環線ヲ加フルコト

二 樞要ノ各十字路、丁字路ニ於テハ橫斷歩道(Cross Way
(C))及停止線ヲ明示スル白線ヲ設置スルコト

三 十字路ノ中央ニ廣場アル場合ハ之ニ扛上式安全地帯ヲ
設クルコト

四 昇降頻繁ナル電車停留場ニシテ安全地帯ノ設備ナキ個

所ニアリテハ（車體外幅員十四尺未満ノ個所）電車ノ停車ト同時ニ同方向ニ進行ノ車輛モ停止スルコト

五 高速度及低速度車輛ノ交通ヲ許スベキ路線ヲ分類スルコト（分路式交通整理法）

六 幅員三間未満ノ交通繁激ナル街路ニシテ他ニ之ト並行或ハ代用ノ路線アル場合ニハ一方交通式整理法ヲ採用スルコト

七 十字路ニ於テ充分ノ廣場アルトキハ循環式交通トナシテ之ニ應スル諸設備ヲ施スコト

八 電車ヲ街路ノ片側ニ敷設セシ場合ニシテ車體外幅員ニ車線ヲ許ス（十八尺）個所ニアリテハ其ノ片側ニ於テ車輛ノ行違交通ヲ許スコト

九 幅員廣キ街路ニアリテハ高速度（モーター）ヲ有スルモノノ低速度車輛及自轉車ニ對スル各車線ヲ區別シ交通整理任若ハ白線ヲ設クルコト

尙左右側ノ區別ヲ明示スル白線ヲ設クルコト
百呎未満ノ半徑ヲ有スル曲線部ニアリテハ其ノ區間及曲

線ノ起終點ノ兩端ヨリ各四百呎以上ノ區間ニハ白線ヲ設ケ左右側ヲ明示スルコト

十 大型小型ばすニ對スル路線ヲ分類スルコト
十一 自動車ノ幅員最大荷重及速度ノ制限ニ關スルコト路線ニ依リ速度ヲ加減スルノ可否

十二 車道幅員四間未満ノ街路ニアリテハ積卸ニ要スル時間外ハ車輛ノばーきんぐヲ許サズ
自動車ノばーきんぐスベキ個所ヲ設置スルコトばーきんぐノ時間ヲ制限スルコト

電車停留場附近及曲線部附近ノばーきんぐヲ禁止スルコト

十三 車輛其ノ他交通ノ障害トナルベキモノハ積卸ニ要スル時間外ハ之ヲ歩道上ニ放置セザルコト自轉車ニ付亦同ジ

十四 歩道上ニ於ケル石炭、酒及醬油樽其ノ他長時間交通ノ障害トナルベキモノ、積卸ハ指定ノ個所ニ限り午前十時ヨリ午後六時迄ノ間之ヲ禁止スルコト

十五 歩道七尺未満ノ個所ニアリテハ現行ノほすとテ廢止

シ鹵ヲ軒先ニ掲グルカ若ハ街燈柱ニ併用ノコト

歩道上ヲ店先ニ使用スルコトヲ禁止スルコト

十六 九尺未満ノ歩道上ニハ照明用ノ街燈建設ヲ禁止シ車

道上ニ相當強力ノ電燈ヲ吊下スルコト

十七 がれーぢ前面ノ歩道ハ其ノ他ノ個所ト鋪裝ノ種類若

ハ色ヲ異ニシがれーぢニ自動車ノ出入スル際ハ歩行者ニ

對スル注意ノ信號ヲ用フルコト

十八 自動車ノたいやーノ幅ニ制限ヲ設クルコト

十九 市内ノ車道及歩道上ニ於ケルらんぐ又ハ其ノ練

習ヲ禁止スルコト

二十 個所ニ依リ軌道ヲ各歩道側ニ或ハ安全地帯ニ接シテ

敷設スルコト必要ニ應ジ停留場附近ニシテ此ノ式ヲ採用

スルコト

二十一 横斷個所ニ於テハ速度ヲ制限スルコト

二十二 問屋町ニアリテハ各所有者ニ於テ貨物積卸ニ要ス

ルヤードヲ設備シ街路交通ニ障害ヲ與ヘザルコト河岸其

ノ他倉庫地域ニ付亦同ジ

二十三 自動車ノがれーぢ築造ヲ獎勵スルコト

二十四 歌舞伎座其ノ他多數ノ自動車群集スル所ニアリテ

ハ其ノ所有者ニ於テ廣場或ハがれーぢヲ設置スルコト

二十五 歩行者ハ歩車道ノ區別アルトキハ左側區別ナキト

キハ右側ヲ歩行スルコト

横斷歩道ニ於テハ左側ヲ歩行スルコト

歩車道ノ區別アル道路ニシテ安全地帯ノ設備ナキ個所ニ

アリテハ電車及乗合自動車ノ待ち合セハ歩道上ニ於テ爲

スベシ

二十六 地下鐵道ノ昇降口排氣口ノ設置個所及路面電車ト

ノ連絡設備ニ關シ規定ヲ設クルコト

二十七 歩車道ノ區別ナキ道路ニ面スル公設市場ノ前面ニ

ハ幅員六尺以上ノ水平式安全地帯ヲ設置スルコト

二十八 撒水井戸、交番、撒水用ほんぶ、共同便所機具納

庫其ノ他交通ノ障害トナルベキモノ、位置ヲ制限スルコ

二十九 街路ノ新設改築及改良ニ關シ其ノ標準ヲ定メ順序ヲ決定スルコト

三十 道路工事、地下埋設工事ニ關スル工事ノ時機ヲ統一スルコト

三十一 砂利道ニ於テハ其ノ修理後必ず輾壓ヲ加フルコト
地下埋設工事竣功後亦同ジ

三十二 電車停留場曲線部路幅狹少ノ個所消火栓又ハまんほゝる上等ヲ材料置場トナスコトヲ禁スルコト

三十三 乗合自動車ハ縁石ニ接近シテ停車スルトキノ外乗降ヲ許サバルコト

三十四 馬車牛車ニ對シテハ二車以上ノ連續進行ヲ禁止スルコト

三十五 安全地帯ハ之ヲ完全ニ照明スルコト必要ニ應ジ五
六尺高ノ電燈ヲ其ノ兩端ニ設置スルコト

三十六 總テノ信號標ヲ完全ニ照明スルコト

三十七 交通ヲ制限セル各路線ニハ交通信號標ヲ最モ觀易
キ個所ニ設クルコト

三十八 各車輛ノ點燈設備ニ關シ規定ヲ設クルコト

三十九 歩車道ノ區別アル街路ニシテ特ニ指定セラレタル路線ニテハ歩道及橫斷歩道以外ノ個所ヲ通行スル爲ニ受

クル歩行者ノ損傷ニ對シテハ車輛ノ所有者又ハ運轉手其ノ罪ニ任セス

四十 橫斷道路ノ交叉點ニハ信號標ヲ設クルコト

四十一 街路ノ方向標ヲ設置スルコト

四十二 音響信號標ヲ設置スルコト

四十三 町名、番地ノ整理ヲ行フコト

四十四 道路工事施行中ノ交通禁止ハ成テベク片側ニ止メ

工事區間ヲ短縮スルコト

全幅ノ交通ヲ禁止セルトキハ其ノ道路ノ兩端ヲ閉塞シテ

信號標ヲ設クルコト

四十五 停車場及公設市場前ノ廣場ニ於テ適切ナル交通整

理ヲ行フコト

四十六 歩車道ノ區別ナキ道路ノ車道ヲ二人以上並行シテ

歩行スルコトヲ禁止スルコト

四十七 過重ノ物件ヲ携帶若ハ荷擔シテ自轉車ヲ運轉スルヲ禁止スルコト

四十八 歩道上ノ電柱、街燈柱、電車側柱ヲ整理シ共同電柱(警視廳、逓信省、會社)ノ電柱ヲ整理シテ共同トナス)建設ヲ獎勵スルコト

參 考 書

倫敦交通會議ノ經過

倫敦ニ於テハ一九〇三年二月九日 Royal commission of London Traffic ナ創設シ會長外十三名ノ委員ヲ任命シ倫敦ニ於ケル交通機關及輸送方法ヲ攻究シ次ノ事項ヲ報告セシムルコトトセリ

一 鐵道及軌道ノ發達ヲ促進シ地上及地下ニ於ケル此等相互ノ連絡ヲ圖リ其ノ圓滑ノ運轉ヲ期スル傍人及車輛ノ交通ヲ整理スル最モ有效ノ方法

二 鐵道及軌道ニ對スル計畫ヲ統一協議スル機關ノ設置

ニ關スル可否ノ意見

以上ノ事項ニ關シ數十回ノ會合ヲ重ネ且外國都市ノ交通状態ヲ觀察研究ノ結果一九〇五年二八卷數千頁ニ亙ル報告書ヲ提出セリ。

現在ニ於テハ Institute of Transport ナ設置シ水運、陸運及空運ニ關スル凡テノ交通問題ヲ協議シ毎月雜誌ヲ刊行セリ。

各國交通行政ノ組織調

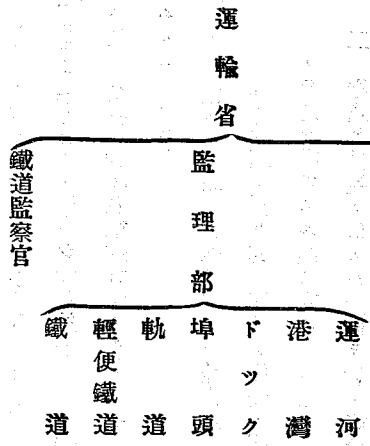
一 英 國

運 輸 省

主管事務 鐵道、輕便鐵道、軌道、運河水路及內海航路、道路、橋梁、渡船、港灣、ドック、埠頭、電力ノ供給事務

道 路 部 } 技 術
庶 務

經理、統計部



運輸大臣、大臣祕書、政務官、政務官付祕書、政務官付政務祕書、常任祕書、道路部長、鐵道監察官、道路部技師長

二米 國

州際交通委員會(大統領直屬)

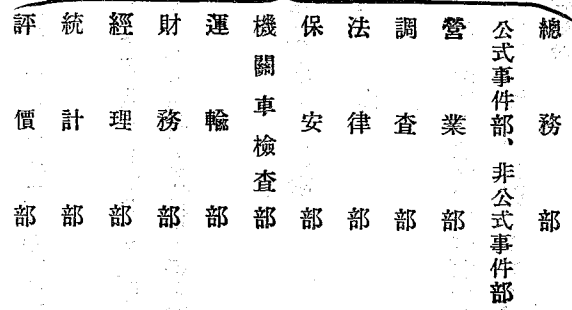
大統領ノ任命ニ依ル十一名ノ委員ヨリ成ル

主管事務

州際ノ鐵道運送、輸導管運送、電信、電話會社事務、エクスプレス、カンパニー關係事務、寢臺車會社事務、尙州際ノ自動車運送ニ付テハ本委員會ヲシテ其ノ取締ヲナ

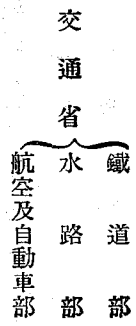
サシムベク目下法案審議中(州内ノ運送取締——鐵道、道路ヲ含ム——ハ州政府ノ管轄ニ屬ス) 海運ハ船舶院、通信事務ハ逋信省ノ管轄ニ屬ス

州際交通委員會

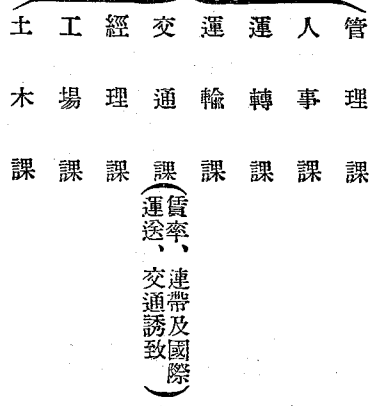


(アラスカ鐵道長官ハ内務省所屬官吏ナリ)

三 獨逸

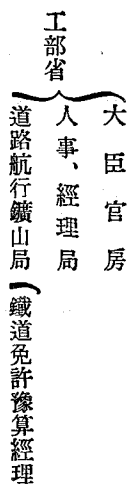


鐵道部



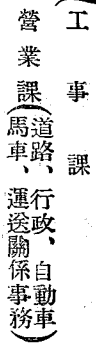
交通省支部プロイセン(ツセン及バイエルンニ在リ)

四 佛蘭西



彙報

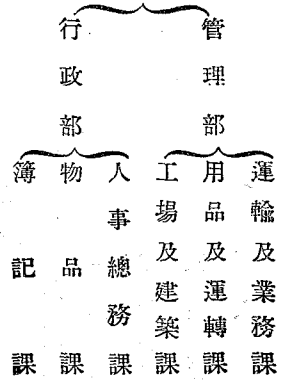
鐵道局統計課



五 伊太利

交通省 海運ヲ除ク交通關係事務ノ管轄ヲナシ交通省ノ一部ニ鐵道廳アリ

鐵道廳



六 ソヴイェト聯邦

交通人民委員會左ノ各部ヨリ成ル

- 一 中央行政部
- 二 交通委員會中央巡察部

三 鐵道部	四 汽車課	一 監督機關
四 內地水運部	五 建築課	聯邦會議
五 海運部	六 運賃經濟課	二 行政機關
六 道路交通部	七 通信電氣課	一 行政會議
七 交通教育部	八 經理課	二 管理
八 中央統計作圖部	九 調查課	1 聯邦鐵道本部
九 經理部	一〇 動員課	一 祕書官
一〇 給料部	一一 警備課	二 財政及會計監督課
一一 運費協定賠償及技術會議事務部	道路交通部	三 主要金庫及債權課
一二 鐵道技術委員會部	一 道路課	四 人事課
一三 發明改良部	二 自動車課	五 醫務課
一四 船舶登錄部	三 經理課	六 訴訟課
一五 印刷部	七、加奈陀	七 商務課
鐵道部ハ更ニ次ノ諸課ヨリ成ル	鐵道、運河省——鐵道委員會	八 運輸監督課
一 官房	道路委員會	九 會計課
二 運輪課	主管事務——鐵道、道路、運河	一〇 線路課
三 線路課	八 瑞西(瑞聯邦鐵道)	一一 驛及列車事務課

一二 運轉及工場課

一三 電 化 課

口 管 理 局

一 行 政 課

二 工 事 課

三 營 業 課

三 區 會 議

◎大阪府に土木部の設置に關する建議

舊臘開會した大阪府會は知事並内務大臣に對し、大阪府に土木部を設置されんことを建議した。其の理由とする所は毎年直轄施行に係る土木事業費支出額五百萬圓に垂んとし、歳出總額の約四分ノ一を占めてゐる、其の執行する事業の緊要なること敢て言を俟たない、又其の管掌する所の事務に於ても、極めて多岐多端なるのみならず、直接人民の社會生活に關聯する重要事項である、例へば鐵道軌道の監督事務の如き其の會社の資力の大なること、全國に比類

なき所であつて、亦市町村土木行政監督事務に於ても、人口全國に冠たる大阪市を包擁せる關係上緊要なる事項が多い、其他河川に在りても平時にありて、大阪の死命を制してゐる淀川を有する關係上事務多端なるものがある。

以上の事實を以て之を見るときは、大阪府の如きは當に重要なる府縣に相當するを以て、速かに土木部を設置せられむ事を望む。と言ふのであつて、内務省に於ては相當有力な意見として考慮されつゝある。(上山生)

◎本會理事會の開催

久しく開かなかつた本會理事會を、去る廿六日午後四時から丸の内永樂俱樂部に於て開いた、會するもの水野會長始め内田副會長、山田、長岡、松木、中川、牧の各理事及各幹事であつて、這般歸朝された内務省道路課長丹羽七郎氏の歡迎會を催し、席上京濱國道及武藏御陵道工事の活動寫眞を映寫して九時散會した。